

静岡文化芸術大学国際交流センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規定は、静岡文化芸術大学国際交流センター規則第5条の規定に基づき、静岡文化芸術大学国際交流センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織その他の必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国際交流センター長
- (2) 国際交流センター長補佐
- (3) 各学科からの教員1名以上
- (4) 事務局長
- (5) 学務部長
- (6) その他学長が必要と認める者

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、必要に応じて学長に報告する。

- (1) 国際交流センター（以下「センター」という。）運営の基本方針に関すること。
- (2) 学生の留学派遣及び受入のための支援に関すること。
- (3) 国際交流協定の締結等に関すること。
- (4) 交流促進事業等の企画及び運営に関すること。
- (5) 学生の多文化理解や多言語学習の支援に関すること。
- (6) その他センターに関する必要な事項に関すること。

(委員の任期)

第4条 第2条第2号から第6号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、国際交流センター長を充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

- 2 会議は委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決

する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第7条 センターの運営等に関する専門的な事項を検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、教務・学生室で処理する。

(雑則)

第9条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 静岡文化芸術大学多文化・多言語教育研究センター運営委員会規程(令和4年4月1日施行)は、廃止する。